ふるさと総合

議論尽くし県民に提示を

通年議会 廃止案提出

「弊害」と「成果」検証

県議会が2012年度導入した「通年議会」を廃止する条例改正案が今月、議長に提出され、21日の議会運営委員会で取り扱いが協議される。導入で何が変わり、どんな課題があるのか。「弊害」を理由に改正案を提出した自民党会派と、導入を主導し「成果」を強調する〝連立会派〟双方の主張を踏まえて検証した。

（報道部・山口恭祐）

招集は年1回

通年議会は、議会を開く期間（会期）が年間のほとんどに及ぶ運営方式。地方議会は年4回の定例会を首長が招集し、定例会と定例会との間は閉会しているのが一般的だ。通年議会では、ほぼ年間を通じて議長権限でいつでも会議を開くことができ、日程も会期に縛られずに設定可能。議会の自主性向上や活性化に役立つとされている。

本県は導入時に知事による招集を年1回とする条例改正をした。導入後は5月の開会後、翌年3月までが会期。常時会議が開かれているわけではなく、従来の定例会に当たる「定例月議会」を年4回開催。それ以外は原則休会している。

導入に合わせて、本会議や常任委員会の内容、日数などの「改革」が実施された。年間の一般質問者数は導入前の46人から60人に増えた。従来は全員年1回だった登壇が、14人については年2回に増えた計算。1定例会（定例月議会）ごとの4常任委員会の開催日数は4日間（予備日を含む）から12年度は10日間に拡大し、従来はなかった事前通告制の議案外質問を導入するなどした。

一方、会議の増加に伴い、議員への費用弁償などで経費が拡大するのを抑えるため、宿泊料の実費支給化、出席1日ごとの活動経費に当たる「公務諸費」の減額などを合わせて実施。常任委の審査日数増に伴う県職員の負担増を軽減するため、部局ごとの審査日を事前に割り当てて、待機時間の解消を図るといった工夫もされている。

質問者数増

導入前の11年度と導入初年度の12年度を比較すると、定例会（定例月議会）の日数は本会議と4常任委員会、予算決算委員会が開催された実質で、年間27日増加。年間の4常任委（予算決算委分科会を含む）の開催は年間延べ91回から197回に増えた。

13年度は一部改善を実施。12年度に定例月議会当たり10日間だった各常任委員会は、7日間に短縮。一般質問は定例月議会当たり3日間（1日5人）から4日間（1日3、4人）に変わった。13年度の定例月議会日数は11年度比で実質10日増、4常任委の開催も年間延べ150回に減った。

自民会派はそれでも「職員や議員の拘束時間が長い」（瀬川光之議員）と主張している。県側は定例月議会ごとに、一般質問の答弁作成や委員会審査の資料づくり、会議への出席といった対応に追われる。導入後は一般質問者数が増え、常任委員会の日数も拡大していることから、単純に業務量が増大しているのは間違いなさそうだが、一方では負担軽減策も取られており「導入と仕事量の増減との詳細な関連は検証できない」（県人事課）。

ただ、県職組が導入直後の12年4～7月について、組合員約500人から回答を得たアンケートでは、回答者のうち約16％が「業務量が増えた」とした。職員の間に「常任委の審査が予定されている間は、他の予定が入れにくい」などとする声が今もくすぶっているのは事実だ。

一方、議員に関しては、年間に県庁で県議会の会議に出席した日数を、導入前後の1人当たり平均で比較したところ、11年度は81日（改選後11カ月間の平均）、12年度は101日（途中辞職者を除く42人の平均）。委員会の現地調査などは含まれていないが、議会への〝出席日数〟は年間でおおむね20日程度増加していた。

多数決問題視

導入は11年改選後に「改革21」など3会派が組み、多数を握った〝連立会派〟が主導した。県議会・県政改革特別委員会で11年、高比良元・委員長（改革21）が導入を提案。連立会派と対立構図にあった自民（採決当時は自民党県民会議）、公明両会派は導入に反対したが、12年3月に条例改正案が賛成多数（賛成24、反対20）で可決された。現在は自公会派が勢力逆転して過半数を占めている。

自民会派はそもそも、導入時に多数決だった経緯も問題視している。本県以外で通年議会を導入した県議会に目を向けると、栃木県議会（12年4月から）、三重県議会（13年1月から）ともに、導入は全会一致で決定している。これに対し、高比良委員長は「県議会・県政改革特別委ではいろんな議論をやり、（意見交換会を開いて）県民の意見も聞いた」と反論する。

「議論優先でなく現場主義に立ち戻りたい」（自民）

「議会の自主的な条例提案などが行われるようになった」（連立）―。導入の「成果」についても、双方の意見は真っ向から対立している。通年議会導入はあくまで運営方式の変化にすぎず、何をもたらしたかの詳しい検証には双方の主張を突き合わせての論議が不可欠だ。廃止、存続のいずれにしても、相応の理由を議会として県民に提示することが求められる。

一問一答

瀬川光之 議員

「廃止」自民会派

拘束時間が長すぎる

―廃止を提案した理由は。

議員、職員の拘束時間があまりにも長すぎる。議員は地域活動の時間が取れない。同じ会派の離島選出議員は2012年度、自宅で寝たのは100日程度だった。職員からは「現地に足を運ぶ機会が少なくなった」「国への要望や情報収集の研修会に参加できない」との声を聞いている。精神的にも、議会日程を気にしながらでないと行政運営できない状態になっている。

―導入が多数決で決まったことを批判している。

導入は議会の根幹にかかわることだったから。白紙に戻して、地方自治体としての地方議会の在り方を検証する必要がある。

―通年議会のままでも検証できるとの反論がありそうだ。

年4回の定例会に戻し、閉会中にきちんと行政が仕事をできる時間を確保する狙いが一つ。議会側からすると、地域活動がきちんとできる。議論は大事だが、議論優先でなく現場主義に立ち戻りたい。年4回、コンパクトに議論できる時間は確保した上で、人口減や雇用確保の提言策をまとめ上げるために時間を使いたい。

―一連の「改革」に意義はなかったか。

議案の審査時間はあまり変わっていない。常任委の審査日程が大幅に延びたのは議案外審査の影響。通告制の質問だが、あえて委員会で聞かなくても各課に聞けば分かる類いの質問が相当数あった。通年議会を全否定するわけではないが、2年間やってきた中で、他の都道府県がまねをしたか。良い制度なら他の都道府県も導入しているはずだ。

高比良元 議員

「存続」連立会派

いつでも開催に意義

―導入の意義は。

議会の政策形成機能や施策提案、監視、提言といった本来の能力を高めていくこと。従来は執行部が策定した予算案、計画案などを論議する限られた枠の中で済まされていた。それでは若者の流出や雇用機会が増えないこと、過疎化など本県の命題に、なんら具体的成果を挙げてこなかった。委員会審査の量と質を増やすことができる受け皿として、いつでも議会が開催できる枠組みをつくることに意義があった。

―成果は上がったか。

議会の自主的な条例提案、予算要求、意見具申といったことが行われるようになった。条例制定検討、広報広聴両協議会を設置し、各部局の課題に対する集中審査もやった。

―拘束時間が長くなったと批判がある。

具体的に職員から「議会対策で仕事量が増えている」と改善を求める意見は聞いていない。しかし一定の増加は見込まれたので、具体的対策をやってきた。委員会での質問（議案外）を通告制にし、部局ごとに審査日程をあらかじめ決めたり、出席する理事者の範囲を限定した。職員の負担が増えたとか、議員活動が制約されるというのは、反対のための反対でしかない。

―導入は大きな改変では「全会一致が基本だったのでは」との指摘もある。

県議会・県政改革特別委で議論し、最終的に採決になった。何も議論しないで条例改正を提案し、いきなり廃止という方が乱暴なやり方だ。「職員の負担が大きい」「成果があまり見えない」というのであれば、特別委の中で示して改善を図るのが当然だ。

通年議会導入前後の会期日程と日数

		2011年度	12年度	13年度（3月は予定）
開会期間（導入後）			5/23から304日間	5/22から311日間
6月 定例（月）議会	期間	6/27～7/19	6/6～7/13	6/5～7/11
	日数	23日（11日）	38日（17日）	37日（14日）
	増加		15日（6日）	14日（3日）
9月	期間	9/9～10/4	8/29～10/15	9/5～10/11
	日数	26日（10日）	48日（17日）	37日（14日）
	増加		22日（7日）	11日（4日）
予算決算委員会（決算審査）	期間	10/18～10/31	10/18～11/8	10/21～11/1
	日数	14日（5日）	22日（10日）	12日（7日）
	増加		8日（5日）	△2日（2日）
11月	期間	11/25～12/16	11/20～12/26	11/21～12/25
	日数	22日（13日）	37日（17日）	35日（14日）
	増加		15日（4日）	13日（1日）
2月（13年度は3月）	期間	2/21～3/16	2/18～3/22	3/4～3/28
	日数	25日（13日）	33日（18日）	25日（13日）
	増加		8日（5日）	0日（0日）
合計	日数	110日（52日）	178日（79日）	146日（62日）
	増加		68日（27日）	36日（10日）

※（）内は本会議・4常任委・予算決算委の日数。決算審査は総括質疑・採決までの日程。「増加」は11年度との比較。△はマイナス。県議会事務局へ